

○国立大学法人筑波技術大学における規則等の制定改廃に関する規程

〔 令和4年2月22日 〕
規 程 第 1 号

最終改正 令和6年1月10日規程第52号

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)における規則等の制定、廃止及び一部改正等(以下「制定改廃」という。)については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において部局とは、産業技術学部、保健科学部、大学院技術科学研究科、障害者高等教育研究支援センター、保健管理センター、附属図書館、情報処理通信センター、附属東西医学統合医療センター、国際交流加速センター、教職課程センター及び事務局をいう。

(種類)

第3条 規則等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学則
- (2) 規則
- (3) 規程
- (4) 細則
- (5) 要項

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて裁定等を定めることができる。

(学則)

第4条 学則は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条に規定する事項について、原則、経営に関するものにあつては経営協議会、教育・研究に関するものにあつては教育研究評議会での審議ののち、役員会の議を経て学長が定めるものをいう。

(規則)

第5条 規則は、学則又は法令等に基づき、本学の管理運営に関する事項及び教育研究に関する事項で全学に関連するものについて、原則、経営に関するものにあつては経営協議会、教育・研究に関するものにあつては教育研究評議会での審議ののち、役員会の議を経て学長が定めるものをいう。

(規程)

第6条 規程は、学則、規則又は法令等に基づき、若しくはこれらを実施するために必要な事項について、部局、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第12条に規定する室又は第22条に規定する全学委員会(以下、「全学委員会等」と

いう。)の議を経て学長が定めるものをいう。ただし、重要な規程は、規則と同様な扱いとする。

(細則)

第7条 細則は、規則又は規程を実施するため、必要な事項について、部局又は全学委員会等の議を経て学長が定めるものをいう。

(要項)

第8条 要項は、規程又は細則を実施するため、必要な事項について、学長又は事務局長が定めるものをいう。

(裁定等)

第9条 学長の命により実施する事項について、学長又は学長の命を受けた部局の責任者が定めるものをいう。

(審議の省略)

第10条 第4条から第6条までの規定にかかわらず、学長は、次の各号のいずれかの事由により学則、規則、規程を改正する場合には、教育研究評議会、経営協議会及び役員会での審議を省略することができる。

- (1) 法令又は学内規則の改正に伴う当該法令等の題名又は適用条項の変更に関するもの
- (2) 組織の設置改廃に伴う、組織名称の変更その他の組織に係る形式的な整備に関するもの
- (3) 字句の整備に関するもの
- (4) 元号の改正によるもの
- (5) その他改正内容が形式的又は軽微なものと学長が認めるもの

(学長選考会議に関する規則等)

第11条 第5条から第7条までの規定にかかわらず、国立大学法人筑波技術大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)に関する規則等の制定改廃については、国立大学法人法第12条第5項の規定により、学長選考会議議長が学長選考会議の議を経て定めるものとする。

(番号)

第12条 学則、規則、規程、細則は、その種類ごとに、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる一連の番号を付すものとする。

(協議・調整)

第13条 規則等を制定改廃するに当たっては、あらかじめ総務課総務係及び関係課等と協議するものとする。

(周知)

第14条 規則等を制定改廃したときは、ホームページ、学内グループウェア等への掲載により、学内に周知するものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、規則等の制定改廃に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波技術大学学内規則等の基準及び立案手続等の事務取扱要領(平成17年10月3日制定)は廃止する。
- 3 国立大学法人筑波技術大学学長選考会議は、令和4年4月1日から、国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議に読み替える。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。